

【17 解説文】 多胡碑保全ニ付上申（明治八年：一八七五）〈B〉

〔表紙〕
「古文書古器物書類三冊共四冊、明治十八年七月
庶務課編輯係ヨリ勸業課農商係引継書 四冊之内

〔朱印〕

永年保存

古碑保存書編

編輯係

上野国多胡郡池村古碑之儀ニ付上申

〈上野国多胡郡池村古碑の儀に付上申〉

本県管下上野国多胡郡池村地内ニ現存候古碑

〈本県管下上野国多胡郡池村地内に現存候古碑〉

壹座、世間所伝称之多胡碑ニテ、文辞書体古

〈壹座、世間所伝称之多胡碑にて、文辞（ぶんじ）書体古〉

〔蒼力〕

色鬱然、今代ノ品ト経庭有レ之、殊ニ宣下ノ公文モ

〔徑〕

〈色蒼然（そうぜん）、今代の品と径庭（けいてい）これ有り、殊（こと）に
宣下（せんげ）の公文（くもん）も〉

刻載シ、当時皇治ノ御盛蹟モ概見相成申候、

〈刻載し、当時皇治の御盛蹟も概見相成り申し候、〉

碑面年号ニ就キ推算候ヘハ、多賀城碑面ヨリ

〈碑面年号に就（つ）き推算（すいさん）候えば、多賀城碑面より〉

五拾式ケ年以前ニ相当リ、真ニ千年前外ノ旧物ニテ、

〈五拾式か年以前に相当り、真に千年外の旧物にて、〉

厚ク保存ヲ加ヘ可レ然儀ト奉レ存候、抑此碑中世

〈厚く保存を加え然（しか）るべき儀と存じ奉（たてまつ）り候、抑（そもそ）
も此（こ）の碑中世〉

土石荊棘間ニ致ニ埋没ニ居候由之処、輓近好事

〈土石荊棘（けいきよく）間に埋没致し居り候由の処、輓近（ばんきん）好事
（こうず）〉

之者或ハ村民共心付ヲ以、纔ニ雨覆ヒ木柵等

（の者或（ある）いは村民共心付けを以（もつ）て、纔（わず）かに雨覆（お
お）い木柵等）

修繕ヲ施シ置候へ共、自然民力ノミニテハ不行届

（修繕を施し置き候えども、自然民力のみにては不行届）

之処有レ之、如レ此古碑全国中別ニ比類

（の処これ有り、此（か）くの如き古碑全国中別に比類（ひるい））

モ無レ之旧物ニ付、以来雨覆ヒ其外

（もこれ無き旧物に付、以来雨覆い其（そ）の外）

官費補理之上、更ニ該村戸長之者へ

（官費補理（しつらえ）の上、更に該村戸長の者へ）

官護申付候様致度、仍而別紙

（官護申し付け候様致し度、仍（よつ）て別紙）

碑文搦本一葉相添、此段相伺申候也

（碑文搦本（とうほん）一葉相添え、此の段相伺い申し候也）

明治八年十月三十一日 熊谷県権令 楫取素彦

内務卿 大久保利通殿

〔^{（朱書）}書面伺之趣、雨覆木柵等修

（書面伺いの趣、雨覆い木柵等修）

営経費取調、尚可ニ申出_一事

（営経費取り調べ、尚（なお）申し出るべき事）

明治八年十二月廿七日 内務卿 大久保利通